

總行政第 151 号  
法務省保更第 111 号  
令和 3 年 7 月 15 日

各都道府県知事 殿  
各市区町村長 殿

總務省地域力創造審議官 馬 場 竹次郎  
(公 印 省 略)  
法務省保護局長 今 福 章 二  
(公 印 省 略)

### 保護司活動に対する一層の御理解・御協力について（依頼）

平素から、各地域における保護司活動に対し格別の御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

保護司を始めとする更生保護ボランティアは、地域の再犯防止と犯罪予防を推進し、安全・安心な社会を実現する上で欠かすことのできない存在です。しかし、近年、保護司適任者の確保が困難となっており、その状況を踏まえて総務省行政評価局による実態調査が行われ、本年 1 月 29 日には、総務大臣から法務大臣に対し、保護司候補者の確保や保護司の自宅以外の面接場所の確保について、市町村等の協力を得ること等の勧告がなされました（別添参照）。本勧告も踏まえ、法務省においては、保護司活動の支援策の充実強化を図っているところです。

つきましては、地方公共団体におかれましても、安全・安心でより良い地域社会を実現する観点から、保護司に関する下記の事項について、より一層の御理解を得たく、御依頼申し上げます。なお、別途、保護観察所（全国の各都道府県にある法務省の出先機関）から御相談を差し上げますので、格別の御配意をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

#### 記

##### 1 保護司適任者に関する情報提供及び職員の推薦等について

近年、保護司個人の地縁関係から保護司適任者を確保することが困難になってきており、地方公共団体が有している保護司適任者に関する人材情報の提供

等について御協力をいただいているところ、さらに、地方公共団体の現職職員の中から保護司適任者を推薦いただきたいこと、その際、保護司活動について公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除することについても御検討・御協力いただきたいこと。

## 2 保護司が自宅以外で面接できる場所の確保について

地方公共団体の多大な御支援の下、全国各地に設置された更生保護サポートセンターは、保護司会の活動拠点として機能し、地域の安全・安心のため有効に機能しているものの、一方で、同センターについては、地理的条件や開所時間の制約から、保護司が面接場所として活用しづらい例も見られることから、保護司の自宅近くの公民館等の公共施設を、夜間・休日も含めて保護観察対象者等との面接場所として利用可能とすることについて、御検討・御協力いただきたいこと。

## 3 保護司を始めとする更生保護ボランティアに対する顕彰等について

保護司の適任者確保等のためには、その存在が地域社会の安全・安心にとってなくてはならないものであるという社会的認知を向上させていくことが極めて重要であり、保護司を始めとする更生保護ボランティアの功績を首長名で幅広く表彰したり、保護司会と地方公共団体のホームページの相互リンクによる連携や地域イベントの活用等により保護司活動に関する情報を地域住民に発信することについて、御検討・御協力いただきたいこと。

## 4 保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置について

従業員が保護司として活動する際に、その環境を整えるなど保護司確保に協力する事業主に対して、入札参加資格審査等における優遇など、地域の実情等に応じた優遇措置を御検討・御協力いただきたいこと。

## 5 地方再犯防止推進計画の策定等における配慮について

地方再犯防止推進計画の策定又は見直しに際しては、上記1ないし4の依頼事項に関する方針を計画に盛り込むことについて、御検討・御協力いただきたいこと。

〔 勧告日：令和3年1月29日 勧告先：法務省 〕

## 調査の背景

- ◇ 再犯者の割合は上昇し続けており（平成8年：28%→28年：49%）、安全・安心な社会の実現のために再犯防止が重要
  - ◇ 再犯防止の一翼を担う更生保護には、保護司を始めとする「更生保護ボランティア」の協力が必要
  - ◇ 保護観察対象者の類型をみると、「覚醒剤事犯」（平成30年：26%）等が高く、近年、「精神障害等」、「家庭内暴力」等が増加し、処遇が困難化
  - ◇ 保護司（平成29年1月現在約4.8万人）は、近年、年3,000人前後が退任、退任人員が新規の委嘱人員をおおむね上回っている状況。担い手確保も年々困難となり、活動の継続が危惧
- ⇒ 保護司活動に対する指導・支援の充実・担い手の安定的な確保の観点から、保護司活動の実施状況、指導・支援の実施状況等を調査

【調査等対象機関】法務省、都道府県（16）、市町村（63）、保護司会※（68）、保護司（136）、保護司アンケート（有効回収数4,001人、回収率85.1%）

【実施時期】平成30年12月～令和3年1月

※保護司会は、全国886保護区ごとに、保護司により組織される。

## 調査結果のポイント

## 勧告のポイント

### I 保護司の育成

- 経験不足から保護観察対象者との面接に不安感を抱く者が多いが、複数指名の活用は低調

- 複数指名の活用を促進

### II 保護司の活動環境の整備

- 自宅での面接に不安や負担を感じる者がいる。センターの利用は開所時間等から低調
- 報告書の作成・提出に負担を感じている者は多い。手書きや郵送が手間との意見がある。

- 自宅以外の面接場所の確保を推進
- 情報技術が利用できる環境の整備、研修の実施

### III 保護司候補者の確保の方策

- 保護司候補者検討協議会の開催単位は、小学校区など細かい方がより効果がある。
- 市町村等への協力要請に係る判断に保護司会等の意向を考慮していない事例がある。

- 協議会の効果的な開催のための情報の提供
- 保護司会等の意向を考慮し、市町村等への協力要請を推進